



薬生衛発 0511 第 2 号
平成 30 年 5 月 11 日

各

都道府県
政令市
特別区

 衛生主管部（局）長

厚生労働省医薬・生活衛生局生活衛生課長
(公 印 省 略)

旅館業からの暴力団排除の推進について

旅館業法の一部を改正する法律（平成 29 年法律第 84 号）による改正後の旅館業法（昭和 23 年法律第 138 号。以下「法」という。）においては、同法第 2 条第 1 項に規定する旅館業からの暴力団排除を推進するため、旅館業の許可を受けようとする者が同法第 3 条第 2 項第 5 号、第 6 号（同条第 5 号に該当する場合に限る）若しくは第 7 号（同条第 5 号に該当する場合に限る）又は第 8 号のいずれか（以下「暴力団排除条項」という。）に該当するときは、都道府県知事（保健所を設置する市又は特別区にあっては、市長又は区長。以下同じ。）は旅館業の許可を与えないことができる旨を規定している。

については、旅館業からの暴力団排除の推進に関し、警察庁と協議の上、「旅館業からの暴力団排除に関する合意書」（平成 30 年 5 月 11 日付警察庁丁暴発第 154 号、薬生衛発 0511 第 1 号。以下「合意書」という。）（別添 1）に基づき、下記のとおり取り組むこととしたので、各都道府県、保健所設置市、特別区においては、その実施に遺漏なきようお願いする。

なお、本件に関しては、警察庁から各都道府県警察の長及び各方面本部長に対し、別添 2 「旅館業からの暴力団排除の推進について」（平成 30 年 5 月 11 日付警察庁丁暴発第 153 号）が発出されているので参考とされたい。

記

1. 暴力団排除条項に係る照会等

(1) 申請書の提出

法第 3 条第 1 項並びに旅館業法施行規則（昭和 23 年厚生労働省令第 28 号）第 1 条第 1 項第 6 号に基づき、旅館業を営むため都道府県知事の許可を受けようとする者は、許可を受けようとする者が暴力団排除条項に該当することの有無及び該当するときはその内容を記載した申請書を都道府県知事に提出しなければならないこととされている。

(2) 暴力団排除条項に係る照会

都道府県（保健所を設置する市又は特別区にあっては、市又は特別区。以下同じ。）の生活衛生を担当する課の長（以下「生活衛生担当課長」という。）は、旅館業の許可の申請又は申請事項等の変更に係る届出における審査及び確認を行う場合その他必要がある場合は、当該生活衛生担当課が所在する都道府県を管轄する警視庁又は道府県警察本部の暴力団対策を主管する課等の長（以下「暴力団対策主管課長等」という。）に対し、旅館業の許可を受けようとする者又は旅館業の許可を受けた者（以下「許可申請者等」という。）の暴力団排除条項該当性の有無について文書（別記様式第1号）に加え、当該許可申請者等（当該許可申請者等が法人等であるときはその役員等）の氏名カナ、氏名漢字、生年月日、性別等をエクセルのファイル形式（別記様式第1号別添。拡張子.xls）により記録した電磁的記録媒体（CD-R等をいう。以下同じ。）を用い、暴力団対策主管課長等に通知することにより照会するものとする。

2. 暴力団排除条項に該当した場合の対応

1の照会に対し、暴力団対策主管課長等から別記様式第2号により、許可申請者等が暴力団排除条項に該当する事由があるとの回答が行われた場合には、生活衛生担当課長は、当該許可申請者等に対し必要な措置を執るものとする。

3. その他

本通知に基づく暴力団対策主管課長等への照会の結果、許可申請者等が暴力団排除条項に該当すると判明した場合には、当該許可申請者等の情報及び対処方針を遅滞なく厚生労働省医薬・生活衛生局生活衛生課に情報提供することとする。

また、本通知の実行に際しては、暴力団対策主管課長等と緊密に連携を取り、円滑な執行を図るとともに、職員の安全確保に懸念が生じた場合は速やかに暴力団対策主管課長等に相談することとする。

旅館業からの暴力団排除に関する合意書

警察庁丁暴発第 154 号
薬生衛発 0511 第 1 号
平成 30 年 5 月 11 日

警察庁刑事局組織犯罪対策部暴力団対策課長
千代延 晃



厚生労働省医薬・生活衛生局生活衛生課長
竹林 経治



旅館業法の一部を改正する法律（平成29年法律第84号）による改正後の旅館業法（昭和23年法律第138号。以下「法」という。）が、平成30年6月15日から施行されることに伴い、旅館業からの暴力団排除を徹底するため、警察庁と厚生労働省は、都道府県警察（以下「警察」という。）と都道府県（保健所を設置する市又は特別区にあっては、市又は特別区。以下同じ。）の生活衛生を担当する課（以下「生活衛生担当課」という。）との間での業務運用について、下記のとおり合意する。

記

1 合意書の趣旨

生活衛生担当課は、旅館業の許可の申請又は申請事項等の変更に係る届出における審査及び確認を行う場合その他必要がある場合は、警察に対して、旅館業の許可を受けようとする者又は許可を受けた者（以下「許可申請者等」という。）の暴力団排除条項該当性について照会するものとする。また、警察は、生活衛生担当課からの照会に対して当該許可申請者等の暴力団排除条項該当性について回答するものとする。

2 排除対象者

- (1) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員又は暴力団員でなくなった日から起算して5年を経過しない者（以下「暴力団員等」という。）（法第3条第2項第5号）
- (2) 営業に関し成年者と同一の行為能力を有しない未成年者でその法定代理人（法定代理人が法人である場合にあつては、その役員を含む。）が暴力団員等に該当するもの（法第3条第2項第6号）
- (3) 法人であつて、その役員のうち暴力団員等に該当する者があるもの（法第3条第2項第7号）
- (4) 暴力団員等がその事業活動を支配する（※注）者（法第3条第2項第8号）

（※注）「事業活動を支配する」とは、

① 暴力団員等の親族（事実上の婚姻関係にある者を含む。）又は暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有する者が、事業主であることのほか、多額の出資又は融資を行い、事業活動に相当程度の影響力を有していること。

② 暴力団員等が、事業活動への相当程度の影響力を背景にして、名目のいかんを問わず、多額の金品その他財産上の利益供与を受けていること又は売買、請負、委任その他の有償契約を締結していること。

3 照会及び回答の要領

(1) 照会

生活衛生担当課の長（以下「生活衛生担当課長」という。）は、当該生活衛生担当課が所在する都道府県を管轄する警視庁又は道府県警察本部の暴力団対策を主管する課等の長（以下「暴力団対策主管課長等」という。）に対し、許可申請者等の暴力団排除条項該当性の有無について文書（別記様式第1号）に加え、当該許可申請者等（当該許可申請者等が法人等であるときはその役員等）の氏名カナ、氏名漢字、生年月日、性別等をエクセルのファイル形式（別記様式第1号別添。拡張子.xls）により記録した電磁的記録媒体（CD-R等をいう。以下同じ。）を用い、暴力団対策主管課長等に通知することにより行うものとする。

(2) 回答

暴力団対策主管課長等は、当該許可申請者等の暴力団排除条項該当性を確認し、該当性の有無について、生活衛生担当課長に対し、速やかに文書（別記様式第2号）により回答するものとする。

なお、暴力団対策主管課長等は、暴力団排除条項該当性の確認に際して、より詳細な情報が必要となる場合は、生活衛生担当課長に対し、更なる資料等の提出を求めることができるものとする。

(3) 警察が自ら通知する場合

暴力団対策主管課長等は、3（1）による照会以外で、旅館業の許可を受けた者が2の排除対象者に該当する事実を確認した場合は、当該事実を確認した区域を管轄する生活衛生担当課長に対し、速やかに文書（別記様式第3号）により通知し、必要な措置を執ることを求めるものとする。

(4) 当該許可申請者等への通知

暴力団対策主管課長等から排除対象者に該当する事由があるとの回答・通知が行われた場合には、生活衛生担当課長は、当該許可申請者等に対し必要な措置を執るものとする。

4 照会等に関する留意事項

(1) 暴力団対策主管課長等と生活衛生担当課長との間の文書又は電磁的記録媒体の受渡しについては、原則として、手渡しで行うものとする。

ただし、遠隔地であるなど、手渡しにより難しいと認められる特段の事情があるときは、両者の間で協議の上、郵便書留による送付をもって行うことができるものとする。

(2) 別記様式第1号から第3号までについては、所定の事項が記載されていれば、適宜変更して用いても差し支えない。

5 情報管理の徹底

暴力団対策主管課長等と生活衛生担当課長は、本合意書に基づく照会等その他両者間

で行われる情報交換に係る情報については、照会等手続の目的以外に利用しないものとし、紛失及び漏えいの防止その他情報管理に万全を期すものとする。

6 連携の強化

暴力団対策主管課長等と生活衛生担当課長は、照会の手続に関して、相互に協力し、緊密な連携の下、旅館業からの暴力団排除対策を推進するものとする。

7 保護対策

暴力団対策主管課長等は、暴力団員等による旅館業への不当介入事案があった場合、積極的に事件化を検討するとともに、必要に応じて、生活衛生担当課職員等関係者に対する保護対策を適切に実施するものとする。

8 その他

- (1) 本合意書に定めのない事項又は疑義の生じた事項については、警察庁及び厚生労働省において、その都度協議の上、決定するものとする。
- (2) 本合意書に基づく業務の運用は、平成30年6月15日から開始するものとする。

以上

別記様式第1号（照会）

文 書 番 号

平成〇年〇月〇日

暴力団対策課長 殿

生活衛生担当課長 印

「旅館業からの暴力団排除に関する合意書」に基づく照会について

下記の者について、「旅館業からの暴力団排除に関する合意書」に規定する排除対象者に該当するか否かについて照会します。

記

- 1 照会対象者
別添のとおり。

※ 別添を用いない場合は、
氏名（フリガナ）、生年月日、性別、住所
を記載し、法人の場合は、
その法人の商号又は名称
を加えて記載すること。

別添

照会文書記載例

シメイ	氏名	和暦	年	月	日	性別	住所	法人名
ロウトウ タロウ	労働 太郎	S	30	03	04	M	東京都千代田区	●●(株)
ハケン ハナコ	環境 綺麗	H	1	11	30	F	東京都府中市	(株)▲▲
トウホク イチロウ	東北 一郎	S	40	01	01	M	●●県▲▲郡■町	■■(有)
カンサイ シロウ	関西 次郎	S	45	12	24	M	大阪府中央区	(有)××
キョウシュウ サブ ロウ	九州 三郎	S	39	08	02	M	神奈川県横浜市	個人

(補足説明)

電磁的記録(拡張子.xlsにて保存)については、氏名カナ(半角、姓と名の間も半角で1マス空け)、氏名漢字(全角、姓と名の間も全角で1マス空け)、生年月日(大正は T、昭和は S、平成は Hで半角とし、数字は2桁半角)、性別(半角で男性は M、女性は F)、住所(市区町村まで全角)、法人名(全角)、役職(全角)をセルごとに入力し、照会を行うものとする(上記記載例参照)。

なお、上記記載例は、便宜上、項目名及び罫線を付しているが、実際の照会の際は、罫線は不要。

また、外国人については、氏名欄にはアルファベットを、シメイ欄は当該アルファベットのカナ

生活衛生担当課長 殿

暴力団対策課長 印

「旅館業からの暴力団排除に関する合意書」に基づく回答について

「旅館業からの暴力団排除に関する合意書」（以下「本合意書」という。）に基づき、平成 年 月 日付け（文書番号〇〇）で照会のあった件について、下記のとおり回答します。

記

※ 該当する場合

1 照会対象者

商号又は氏名、代表者、役員等

2 調査結果

上記の者は、本合意書1 - 2 - 〇に該当する事由があると認められる。

その他の者は、本合意書に規定する排除対象者に該当する事由があると認められない。

※ 該当しない場合

いずれの者も本合意書に規定する排除対象者に該当する事由があると認められない。

別記様式第3号（通知）

文 書 番 号

平成〇年〇月〇日

生活衛生担当課長 殿

暴力団対策課長 印

「旅館業からの暴力団排除に関する合意書」に基づく通知について

下記の者については、「旅館業からの暴力団排除に関する合意書」（以下「本合意書」という。）に規定する排除対象者に該当すると認められるので通知します。

記

1 氏名（フリガナ）

2 生年月日

3 性別

4 住所

5 法人の場合にあっては、その法人の商号又は名称

6 理由

上記の者は、本合意書に規定する排除対象者1-2-〇に該当する事由があると認められる。

7 その他

※ 必要により記載

別添 2

原議保存期間	5年(平成36年3月31日まで)
有効期間	一種(平成36年3月31日まで)

各管区警察局広域調整担当部長
警視庁組織犯罪対策部長
各道府県警察本部長
各方面本部長
殿

警察庁丁暴発第153号
平成30年5月11日
警察庁刑事局組織犯罪対策部
暴力団対策課長

旅館業からの暴力団排除の推進について（通達）

旅館業法の一部を改正する法律（平成29年法律第84号）による改正後の旅館業法（昭和23年法律第138号。以下「法」という。）により旅館業に暴力団排除条項が整備され、本年6月15日から施行されることに伴い、警察庁においては、暴力団排除を徹底するため、厚生労働省と協議の上、別添1「旅館業からの暴力団排除に関する合意書」（以下「合意書」という。）のとおり合意し、同日から運用を開始することとしたので、各都道府県警察においては事務処理上遺漏のないようにされたい。

また、本件に関しては、別添2「旅館業からの暴力団排除の推進について」（平成30年5月11日付け薬生衛発0511第2号）が発出されているので、参考とされたい。

記

1 排除対象者

- (1) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員又は暴力団員でなくなった日から起算して5年を経過しない者（以下「暴力団員等」という。）（法第3条第2項第5号）
- (2) 営業に関し成年者と同一の行為能力を有しない未成年者であって、その法定代理人（法定代理人が法人である場合にあつては、その役員を含む。）が暴力団員等に該当するもの（法第3条第2項第6号）
- (3) 法人であつて、その役員の中に暴力団員等に該当する者があるもの（法第3条第2項第7号）
- (4) 暴力団員等がその事業活動を支配する者（法第3条第2項第8号）

2 都道府県警察の対応

(1) 照会に対する回答

旅館業の許可の申請若しくは申請事項等の変更に係る届出における審査及び確認を行う場合その他必要がある場合は、旅館業の許可を受けようとする者又は許可を受けた者が1の排除対象者に該当するか否かについて、都道府県（保健所を設置する市又は特別区を含む。以下同じ。）の生活衛生を担当する課の長（以下「生活衛生担当課長」という。）からその所在地を管轄する警視庁又は道府県警察本部の暴力団対策を

主管する課等の長（以下「暴力団対策主管課長等」という。）に対し、文書及び電磁的記録媒体により照会が行われる。照会を受けた暴力団対策主管課長等は、必要に応じ、更に資料等の提出を求めた上、生活衛生担当課長に対し、文書（合意書別記様式第2号）により速やかに回答すること。

(2) 通知

暴力団対策主管課長等は、2（1）による照会以外で、旅館業の許可を受けた者が1の排除対象者に該当すると認められる事実を確認した場合は、当該事実を確認した区域を管轄する生活衛生担当課長に対し、文書（合意書別記様式第3号）により速やかに通知すること。

3 保護対策

都道府県の生活衛生を担当する課の職員等関係者に対する危害が予想される場合には、有事の際の対応要領等について、積極的に助言、指導を行うとともに、保護対策の必要性についても慎重に検討し、適切な措置を講じること。